

農村振興基本計画に係る関係府省連携会議設置要領

1. 名 称

本会議は、農村振興基本計画に係る関係府省連携会議(以下「連携会議」という。)と称する。

2. 目 的

農村の振興を推進するためには、農村地域における生活環境の整備その他の福祉の向上を総合的に推進していくことが必要である。

このため、個性ある地域づくりを効率的に実現する上で、農村振興基本計画(平成13年8月3日付け13農振第1194号農林水産事務次官、国総事第35号国土交通事務次官通知「農村振興基本計画の作成及び運用に係る基本指針」に基づく基本計画)に係る施策の検討や推進を関係府省が連携して取り組むことが効果的であり、この円滑な推進を図る観点から本連携会議を設置する。

3. 検討内容

本連携会議においては、以下の事項について意見交換、検討等を行うものとする。

- (1) 農村振興基本計画作成に係る連携調整(作成地区の把握)
- (2) 現行の施策連携の推進及び今後の施策連携のあり方の検討
- (3) モデル地区における農村振興基本計画のガイドラインの作成
- (4) その他必要な事項

4. 構 成 員

本連携会議は、別表1に掲げる関係府省の課長クラスの職員により構成する。なお、各府省の判断により必要に応じて各府省の担当者を出席させることができるものとする。

5. 幹 事 会

本連携会議には、別表2に掲げる構成員所管課の課長補佐クラスの職員をメンバーとする幹事会を置く。

6. 連携会議の開催

本連携会議は、年2回開催することを原則とするが、その他構成員の求めに応じて、随時連携会議を開催できるものとする。

7. 事 務 局

本連携会議の事務局は、農林水産省農村振興局農村計画課及び国土交通省総合政策局事業総括調整官室に置く。

附 則

この設置要領は、平成13年12月10日から施行する。

別表 1

農村振興基本計画に係る関係府省連携会議構成員

厚生労働省	政策統括官付社会保障担当参事官
経済産業省	経済産業政策局立地環境整備課長
環境省	総合環境政策局環境計画課長
文部科学省	生涯学習政策局政策課長
農林水産省	農村振興局農村計画課長
農林水産省	農村振興局中山間地域振興課長
農林水産省	農村振興局農村整備官
	林野庁計画課長
	水産庁計画課長
国土交通省	総合政策局事業総括調整官
国土交通省	総合政策局交通計画課長
国土交通省	都市・地域整備局地方振興課長

別表 2

農村振興基本計画に係る関係府省連携会議幹事会メンバー

厚生労働省	政策統括官付社会保障担当参事官室（室長補佐）
経済産業省	経済産業政策局立地環境整備課（課長補佐）
環境省	総合環境政策局環境計画課（課長補佐）
文部科学省	生涯学習政策局政策課（課長補佐）
農林水産省	農村振興局農村計画課（課長補佐）
農林水産省	農村振興局中山間地域振興課（課長補佐）
農林水産省	農村振興局農村整備官（農村整備官補佐）
	林野庁計画課（課長補佐）
	水産庁計画課（課長補佐）
国土交通省	総合政策局事業総括調整官室（調整官、課長補佐）
国土交通省	総合政策局交通計画課（課長補佐）
国土交通省	都市・地域整備局地方振興課（課長補佐）